

知ってください

(月額¥33,808円)に反対しています。

神戸市 在日外国人等福祉給付金支給制度

神戸市では「地方税」を財源として、1926年(大正15年)4月1日以前に生まれて、ずっと、日本国内に定住している在日外国人(主に韓国・朝鮮人)に「給付金」を支給する制度があり、日本人には支給されていません。

この制度の経緯を説明するには「国民年金制度」の説明から始めなければなりません。1961年に「国民年金制度」が施行された時は国籍条項を設けて、名前通り「日本国民」のみを対象としました。1982年に「難民条約」の批准に伴い「難民」に対して、自国民と同等の社会保障を与えなくてはならなくなりました。在日韓国・朝鮮人は「難民」ではありませんが、1982年1月1日から在日外国人も任意での加入を認めるようになりました。しかしながら、年金制度は基本的には25年間の納付期間を満たさないと年金受給の「資格」が貰えません。そこで外国人に開放された時、25年間の保険料の納付が不可能だった外国人には「カラ期間」と呼ばれる救済策が設けられて、最低5年間(60回)の納付が可能な外国人であれば、残りは「カラ期間」によって納付が免除されて年金受給の資格が得られるようになりました。つまり、最大で20年間(240回)の保険料の納付が免除されたのです。(国民年金は25年間の納付期間で月¥41,250円程、40年間の満額で月¥65,741円)

本来、日本国民だけの「社会保障制度」であった「国民年金制度」を外国人に開放し、尚且つ「カラ期間」と呼ばれる救済策(日本人へ対する逆差別的な)まで設けたのです。ここまで、在日外国人(主に韓国・朝鮮人)に親切な救済の手を差し伸べれば充分過ぎるはずですが。

しかしながら、先に述べた5年間(60回)の保険料の納付が出来ない在日外国人は、「国民年金」の受給が出来ないから「可哀相」という理由で「地方税」から「給付金」が支給されているのです。

でも、ちょっと待って下さい。その人達は「保険料」を納めていないのですから、何も我々の税金を使って救済する必要があるでしょうか? その反面、平成19年に厚生労働省が、日本人の「無年金者」の人数は118万人と発表しておりますが、そちらの方の救済策は全く取られておりません。

中には24年11ヶ月の保険料を納付しながら、あと1ヶ月足りなかった為に年金を1円も貰えていない「無年金者」もいるのです。当然ですが、大正15年4月1日以前に生まれた日本人の「無年金者」もいます。このような日本人の救済を後回し(放ったらかし)にして、在日外国人の救済を優先している事に対して私達は「日本人差別を止めろ」と声をあげて反対しています。

平成19年12月25日「在日障害者無年金訴訟」、平成21年2月3日「在日無年金訴訟」について、最高裁判所は原告側敗訴を確定させました。国籍条項により、在日外国人が国民年金制度に加入出来なかった事が

「人権侵害」であるとの訴えに対して「立法府の裁量権の範囲内で、憲法や国際人権規約に反するとは言えない」との判断が確定しています。

この原告敗訴の原審判決で示されたのが「外国人の社会保障を第一義的に責任を負うのは、その所属する国家」「福祉の財源が限られている中で外国人よりも自国民を優先するのは当然」という判断です。

余談ではありますが、韓国では「年金制度」が始まったのは1986年であり、現在においても外国人の加入は認められておりません。

問い合わせ先: 神戸市 高齢福祉課
078-322-5223

在日特権を許さない市民の会 兵庫支部
メール zaitokuhhyogo@gmail.com



在日特権を許さない市民の会

<http://www.zaitokukai.info>

**「特別永住資格」などの
在日特権を無くす為に活動しています!**

在日問題を
次の世代に引き継がせないために、
ぜひ在特会の活動にご参加ください!



在特会イメージキャラクター by山野車輪